

競争法コンプライアンス規程

一般社団法人 日本計量機器工業連合会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人日本計量機器工業連合会（以下「本会」という。）は、本会における活動が、私的独占の禁止、公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）に抵触しないことを前提に、競争法上の疑義を惹起されることなく、我が国の計量計測機器業界の発展に寄与することを目的に本規程を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会会員及び事務局役職員（事務局役職員とは、常勤役員である専務理事及び常務理事並びに事務局職員をいう。以下、同じ。）に適用する。

(禁止行為)

第3条 会員及び事務局役職員は、本会の活動を通して、競争法に抵触する行為を行ってはならないものとする。

(責任者及び担当部署)

第4条 本会の競争法コンプライアンスに係る業務は、専務理事が統括し、総務部が所掌する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

第2章 会議の運営

(会議における話題)

第6条 会員及び事務局役職員は、本会における委員会等の会議（以下「会議」という。総会、理事会、代表者懇談会、委員会、部会その他会員によって構成されるすべての集まりを含む。以下同じ。）において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（企業の商取引等における個別情報や市場価格に関する情報交換等を含む。）を行わないものとする。

2. 会議の開催にあたっては、事務局役職員は会議の議題が競争法上問題となるおそれの

あるものでないことを確認するものとし、出席する会員も、競争法上問題がない会議であることを確認し参加する。

(会議の運営)

第7条 会議の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、出席者から選任するものとする。

2. 会議には原則として、事務局役職員が出席するものとする。

3. 会議に出席する事務局役職員は、参加者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断するときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、議長の議事進行を補助するものとする。

4. 会議構成員（会議構成員とは、会員から委員会委員等に推薦され、事務局で登録を行った者をいう。）以外の者を代理出席させる場合は、会議構成員は事務局役職員にその旨を通知するとともに、代理出席者に対し競争法コンプライアンスに係る趣旨説明を行うものとする。

(議題、資料の事前確認)

第8条 議長及び会議に出席する事務局役職員は、会議において予定される議題及び配布される資料について、会議に先立ち、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかを確認するものとする。

(競争法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置)

第9条 会議において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等を行わないものとする。

2. 前項にもかかわらず、発言者が競争法上問題となる発言に及んだ場合には、議長は以下の措置をとるものとする。

- (1) 議事録への記載
- (2) 会議の閉会
- (3) 事務局総務部への報告

(議事録の作成及び管理)

第10条 会議に出席した事務局役職員は議事録を作成し、事務局総務部に報告する。

2. 事務局役職員が会議に出席しなかった場合には、当該会議の議長が議事録作成者を指名し、指名された者が議事録を作成し、事務局の担当者に提出するものとする。

3. 会議の議事録は、事務局が別に定める「事務処理規程」の定めに基づき保管・管理する。

(懇親会等)

第11条 本会が参加者相互の懇親を目的とした会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として事務局役職員が出席するものとする。

2. 懇親会において、競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等を行わないものとする。

3. 前項にもかかわらず、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときは、事務局役職員は発言者に発言の中止を求め、懇親会を終了させるものとする。

第3章 統計情報

(統計情報の収集・管理・提供)

第12条 統計情報の収集・管理・提供業務については事務局役職員が行うものとし、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 会員から提供を受ける情報は実績値のみとし、将来予測に関する具体的な予測値の情報提供は受けないこと。
- (2) 会員から提供された情報は機密事項として扱い、個別情報が担当する事務局部署以外に流出しないよう厳重な管理を行うこと。
- (3) 統計情報を開示する際は統計による処理とし、個別企業を推測しえないように注意をはらうこと。

第4章 教育・研修

(事務局役職員に対する研修)

第13条 本会は、事務局役職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の意識向上に努める。

(会員への周知徹底)

第14条 本会は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。

第5章 罰 則

(罰 則)

第15条 会員が本規程に違反する行為を行った場合には、定款第9条により責任を負う。

2. 常勤役員が本規程に違反する行為を行った場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)により責任を負う。

3. 事務局職員が本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

(再発防止)

第16条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、本会は、その原

因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

附 則

本規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。